(4)　当該被災受贈者の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(i)　当該被災受贈者が法第三十八条の二第二項第一号ニ(1)に掲げる者に該当する場合　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で被災家屋（同号ニ(1)のその居住の用に供していた家屋又はその居住の用に供しようとしていた家屋をいう。以下(ii)までにおいて同じ。）が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。(i)において同じ。）をしたことを明らかにするもの、当該被災家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しその他の書類で当該被災受贈者が当該被災家屋を居住の用に供していたこと又は居住の用に供しようとしていたことを明らかにするものその他参考となるべき事項を記載した書類

(ii)　当該被災受贈者が法第三十八条の二第二項第一号ニ(2)に掲げる者に該当する場合　警戒区域設定指示等（法第三十七条第一項第一号に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下同じ。）が行われた日以後に作成された住民票の写しその他の書類で当該被災受贈者が当該被災家屋を居住の用に供していたこと又は居住の用に供しようとしていたことを明らかにするものその他参考となるべき事項を記載した書類

(5)　当該被災受贈者が当該新築又は取得をした住宅用家屋を居住の用に供した日以後に作成された住民票の写し（当該住宅用家屋の所在場所が当該被災受贈者の住所として記載されているものに限る。）

(6)　当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(7)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第一項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(7)　当該新築又は取得をした住宅用家屋を令第二十九条の二第五項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにする書類

ロ　法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を同日後遅滞なく被災受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合　次に掲げる書類

(1)　イ(5)を除く。）に掲げる書類

(2)　当該住宅用家屋の当該新築又は取得後直ちに当該住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することができない事情及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類

(3)　当該住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第一号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供すること及び当該住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(5)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ハ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合　次に掲げる書類

(1)　イ(1)から(4)まで及び(7)に掲げる書類

(2)　当該家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し

(3)　当該住宅用家屋の新築の工事を請け負った建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者その他の者の当該住宅用家屋が新築に準ずる状態にあることを証する書類でその工事の完了予定年月の記載があるもの

(4)　当該住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第一号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供すること並びに当該住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(5)及び(6)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該居住の用に供する予定時期の記載があるもの

二　法第三十八条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合　次に掲げる書類

(1)　前号イ(1)から(4)までに掲げる書類

(2)　当該被災受贈者が当該取得をした既存住宅用家屋を居住の用に供した日以後に作成された住民票の写し（当該既存住宅用家屋の所在場所が当該被災受贈者の住所として記載されているものに限る。）

(3)　当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(4)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該既存住宅用家屋が令第二十九条の二第二項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書並びに当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(4)　当該取得をした既存住宅用家屋を令第二十九条の二第五項各号に掲げる者以外の者から取得したことを明らかにする書類

ロ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく被災受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。）に掲げる書類

(2)　当該既存住宅用家屋の当該取得後直ちに当該既存住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することができない事情及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類

(3)　当該既存住宅用家屋を法第三十八条の二第一項第二号に規定する同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供すること及び当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる住民票の写しを適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

三　増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合　次に掲げる書類

(1)　第一号イ(1)から(4)までに掲げる書類

(2)　当該被災受贈者が当該増改築等をした増改築対象家屋を居住の用に供した日以後に作成された戸籍の附票の写しその他の書類で当該被災受贈者が当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするもの

(3)　当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第四項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(4)　当該増改築等をした増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し

(5)　当該住宅取得等資金により当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）をする場合には、当該増改築等が令第二十九条の二第五項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき増改築等をしたことを明らかにする書類